

## 税務あれこれ③

今月は旅費・日当の税務について触れておきます。

**Q.** 弊社は、東京と大阪に事務所を有し、また上海にも事務所と工場を有しています。度々出張することになるので、旅費や日当については大体このぐらい（毎回一定）、という風にしています。これで良いのでしょうか？

**A.**

1. 旅費・日当について

日当とは、「一日の決まった手当」のことですから、役職者であればまだしも、一般の社員には支給しないケースが殆どでしょう。通常は、実費精算をして日当は支給しません。

しかし、役職者や出張先が海外であるような場合には、その点を考慮して日当を支給する会社も多い様です。

2. 税務上の旅費・日当

実費精算の煩雑さから、また日当については所得税の源泉徴収をしなくて良い非課税であることから、よくこの制度が利用されるのです。

では、どのような項目をクリアしなくてはならないのでしょうか。

①旅費規定を作成する

ひな型は、書店や文房具店にも売っていますので、自社に合うようにアレンジすれば良いでしょう

②役職者によって格差をつけること

社長が行く場合、部長が行く場合など役職によって金額を決めます

③出張場所の遠近によって高低をつけること

上記の場合、東京に行く場合、上海に行く場合で金額を変えます。

### 日当の支給によるメリットと注意点

・メリット

旅費規定で、交通費・宿泊料・日当の金額を決めておけば実費精算をする必要がないので出張者に旅費を渡し切りで済み、領収書の保管が不要



但し、旅費精算書の作成は必要

・注意点

日当の金額について、世間相場とかけ離れてしまうと「ヤミ給与」として税務署より認定されてしまいます。通達にも明確な金額は記載されていませんが、会社の規模・出張者の役職・出張先までの距離によって、高額にならないようにして下さい。

税務レポート 2010.7.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町 3-4-8 フクエイビル 6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp